

毒物劇物販売業者による管理について

主な内容を以下に記載しておりますが、これらの内容以外にも毒物及び劇物取締法で求められる事項がありますので、ホームページ等で確認してください。

【貯蔵陳列設備】（オーダー販売業（※1）は除く）

- ・ 毒物劇物を貯蔵陳列する場所は、その他の物を貯蔵陳列する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすること。
- ・ 貯蔵陳列する場所は盗難防止のため、敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じること。
- ・ 貯蔵陳列する毒物又は劇物の種類により「医薬用外毒物」もしくは「医薬用外劇物」の文字を表示すること。

【譲渡手続き】

- ① 毒物劇物営業者（製造業者、輸入業者又は販売業者）に販売・授与する場合
販売又は授与の都度、下記の事項を書面（譲渡書）に記して、5年間保存が必要です。

- ・ 毒物劇物の名称及び数量
- ・ 販売又は授与の年月日
- ・ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）

- ② 毒物劇物営業者以外に販売又は授与する場合（エンドユーザーへの販売等）
譲受人から下記の事項を記載し押印した書面（譲受書）の提出を受けなければ、毒物劇物を販売又は授与してはなりません。また、譲受書は5年間保存が必要です。

- ・ 毒物劇物の名称及び数量
 - ・ 販売又は授与の年月日
 - ・ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地）
- ※販売する相手方（譲受人）の押印が必要です**

【交付の制限】

次に掲げる人には販売又は授与をしてはいけません。

- ・ 18 歳未満の者
- ・ 心身の障害により、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
- ・ 麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者

相手方の言動に不審がある場合や使用目的があいまいな場合等、安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないようにしてください。

毒物劇物販売業者の手続きについて

○更新申請（手数料：6,400円）

- ・毒物劇物販売業の登録は、**6年ごとに更新**しなければ失効します。引き続き販売する場合は、必ず登録期限終了日の**15日前までに更新手続き**をしてください。

○変更届

- ① 次の事項に変更が生じた場合、**変更後30日以内に変更届を提出**してください。

- ・申請者氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）
- ・毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分
- ・営業所又は店舗の名称
- ・住居表示に関する法律に基づく住居表示の変更
- ・オーダー販売業（※1）⇔現物を取り扱う販売業
- ・オーダー販売業の同一ビル内での移転
- ・販売業の同一フロア内での移転

上記以外の移転や経営者変更は新規申請が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。

- ② 毒物劇物取扱責任者を変更したときは、**30日以内に毒物劇物取扱責任者変更届を提出**してください。

※許可取得後の届出書の様式は、吹田市のホームページからダウンロードすることができます。

吹田市 薬事・毒物劇物などに関する申請・届出 検索

URL : <https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018600/1018725/1018726/index.html>

（※1）毒物又は劇物を直接取り扱わず、伝票操作のみの販売を行う事業者を「オーダー販売業者」といい、その主な違いは以下のとおりです。

	オーダー以外	オーダー
販売・授与	可	可
譲渡手続きやMSDS等の情報提供	要	要
貯蔵・陳列（サンプルを含む）	可	不可（※2）
運搬（運送の手配）	可	不可
毒物劇物取扱責任者	要	不要
保管庫	要	不要

（※2）一時的な保管も不可

吹田市 健康医療部 保健医療総務室
〒564-0072 大阪府吹田市出口町 19-3
電話：06-6339-2225